

営農支援センターって

どんな仕事をしているの？

営農支援センターをご利用ください

営農支援センターは、市の機関です。農地の貸し借りや売買など農地に関する相談や、経営規模を拡大したい農家の皆さんのお手伝いをしています。



どこにあるの？

現在は、赤羽根市民センター1階にあります。平成25年4月1日に田原農業普及指導センター内（加治町）へ移転します。

どんな仕事をしているの？

●農地バンク事業

貸したい農地や売りたい農地を登録し、農家にあっせんする。

●耕作放棄地再生利用緊急対策事業
耕作放棄地を再生する農家を支援する事業の相談や受付をする。

●市民農園の管理業務

市民が余暇を利用して農業を体験することができる農園を貸し出す。

●農機具バンク事業

小規模な農地を管理する人に耕運機などを貸し出す。

●農業セミナー事業

就農を希望する方や、趣味として農業を楽しみたい方を支援する。



●農地を所有している方へお願い

市内の耕作放棄地は、さまざまな要因で、なかなか減らない状況です。一度、農地が荒廃すると、優良な農地に再生するためには、大変な労力や費用がかかります。

農業の規模縮小を考えている方や、相続などで農地を取得したものの管理にお困りの方は、農地が荒廃する前に、営農支援センターにご相談ください。経営規模を拡大したいと考えている農家に、あっせんします。

●開設日時

月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日は除きます）

詳しくは、お問い合わせください。



▼営農支援センター

☎45局3114 FAX45局3419

農地からの土砂流失を防止

農地の保全に努めましょう

農地からの土砂の流出は、降雨に伴う土壌の侵食により起こります。土砂の流失は、大切な農地が失われるだけでなく、流出した土砂が大きな事故や災害を招くことがあります。農地の耕作者の方は、次のようなことに注意しましょう。

●除草剤の使用を抑え、のり面の草を残す。

●のり面に植物を植え、保護する。



●道路や水路の敷地は耕作しない。自分の農地は、自分で管理するという意識を持ち、大切な農地の保全に努めましょう。

巡回農地相談をご利用ください

農地に関するさまざまな相談にお答えするため、農地相談を開催します。相談は無料で秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

▼日時 10月19日（金）午前10時～午後3時30分

▼場所 渥美支所3階301会議室

▼申し込み 当日、受付にて（先着順）

農地に関するQ&A

Q半年間だけ農地を資材置場として貸してほしいと相談がありました。何か手続きが必要ですか。

Aその期間が一次的なものであっても、農地の一時転用の許可手続きが必要です。農地に建設資材などをそのまま置く場合や、仮設事務所、表土の仮置場などにする場合でも、一般の転用申請と同様の手続きが必要となります。

無断で転用した場合は、農地の所有者を含め、工事業者や下請け人など、違反転用者に厳しい措置がとられます。違反した場合は、3年以下の懲役または300万円（法人の場合は、1億円）以下の罰金という罰則が適用されます。資材置場などとして貸してほしいと依頼を受け、その土地が田、畑などの農地である場合は、ご注意ください。

※農地の一時転用の詳しい手続きについては、農業委員会にご相談ください。

